



みどり 水土里ネット児島湾 だより

第184号

令和5年12月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



実りの秋を迎えた圃場の田園風景（大曲地区からの上空写真）

電話番号のお知らせ（直通）

児島湾土地改良区	(086)262-0175
総務課	(086)263-5244 (FAX) 下記以外の事務全般(賦課徴収含む) Eメール: kojimawan_main@chive.ocn.ne.jp
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 (086)262-0180(アナログ回線) 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用水機場関係) 藤田用水管理事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
堤防管理事務所	(086)267-3002 (086)267-3001 (FAX) 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

臨時総代会挨拶……………	2
臨時総代会開催……………	3
令和4年度一般会計決算状況……………	4
令和4年度基幹水利施設管理事業決算状況……………	5
令和4年度操作作業決算状況……………	5
土地改良区の財産状況……………	6
令和4年度土地改良事業実績……………	7
新事務所の安全祈願祭報告及びホームページ 開設予定のお知らせについて……………	8
保有個人データに関する事項の 公表等について……………	9
特集記事(児島湾締切堤防について)……………	10
地区及び組合員の状況……………	14
組合員の皆様へお願い……………	15
転用等、地区除外に伴う決済金……………	16

「令和 5 年度 第 1 回臨時総代会 理事長挨拶」

令和 5 年 10 月 11 日

理事長 宮 武 博



令和 5 年度第 1 回臨時総代会を開催するにあたり、一言
ご挨拶申し上げます。

本日、総代の皆様には、実りの秋を迎え、何かとご多用
の中、早朝より多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素より児島湾土地改良区の事業運営に、格別
のご理解とご協力を賜り心より感謝致します。

令和 2 年度第 1 回臨時総代会以来、コロナ禍により書
面議決での開催を余儀なくされてきました総代会ですが、今
年 3 月の通常総代会に続き今回も通常開催で執り行うこと
と致しました。新しく第 18 期総代になられた方々にとって
は二度目の通常開催での総代会であると同時に初めての臨

時総代会となります。

今年は、各地で夏祭りやイベントも開催され飲食店の営業なども、ほぼ正常化されている
ように感じます。外国人観光客についても最近ではよく見かけるようになり、かつての日常
に戻りつつあります。ただ、そんな中、季節外れのインフルエンザとコロナウイルス感染症
が同時に感染者を急増させている状況は気がかりな点ではあります。国民の生命が守られる
とともに医療現場が過度な負担を強いられることなく終息するよう願っております。

次に、皆様にはすでにご説明致しております児島湾土地改良区の新事務所建設ですが、今
年度末の竣工を目指して現在、建設を進めているところであります。事務所が完成しました
暁には、70 周年記念とあわせて竣工式典を執り行う予定としておりますので皆様には、ご賛
同いただけるようお願い致します。新事務所は、数十年先まで当地区の土地改良事業を支え
る中核施設であり、稲作を中心とした県下最大の穀倉地帯の農業基盤を守り続けるためのも
のであります。

ライフスタイル、食習慣の変化によって消費量がピーク時の半分にまで減少した私たちの
主食である米ですが、食料安全保障の観点からも非常に重要な農作物であることに変わりあ
りません。気候変動、異常気象に対しても水稲は比較的安定していると考えられ、これ以上
の米離れは食い止めたいところです。仮に世界的な穀倉地帯で、異常気象による不作が起こ
れば、たちまち食料価格は高騰し世界的な食糧危機が引き起こされます。生命に直結する食
料を安易に外国産に依存しようとする考えが非常に危険なことはコロナ禍による世界的混乱
からも明らかであり、食糧自給の重要性を改めて痛感したところです。当改良区としまして
も、当地区農業の一翼を担う裏方として用排水路や農道などの農業基盤の整備や、児島湾締切堤
防と管内 21 カ所のポンプ場による地区内の水位の調整など与えられた使命をしっかりと果た
したいと考えています。

また、気候の激甚化に対するため、国県などに設備の更新など積極的に要望して参りますが
当面は、今ある施設と能力で出来る限りの対応を役職員一丸となって行なって参りたいと考
えております。

以上、簡単ではございますが本総代会でのご挨拶とさせていただきます。

◇令和 5 年度第 1 回臨時総代会の開催について

令和 5 年度第 1 回臨時総代会が、令和 5 年 10 月 11 日（水）本土地改良区 4 階大会議室において、総代 60 名、役員 14 名出席のもとで開催されました。当日の議長には「守屋文明」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明の後、議案審議に入り、10 議案が賛成多数で原案のとおり承認並びに可決されました。提出議案は次のとおりです。

I. 議 案

- 議案第 1 号 令和 4 年度事業報告書の承認について
- 議案第 2 号 令和 4 年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 3 号 令和 4 年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 4 号 令和 5 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 5 号 (株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 6 号 令和 5 年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第 7 号 令和 5 年度一般会計収支補正予算の議決について
- 議案第 8 号 令和 5 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 9 号 令和 5 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第 10 号 令和 5 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支補正予算の議決について

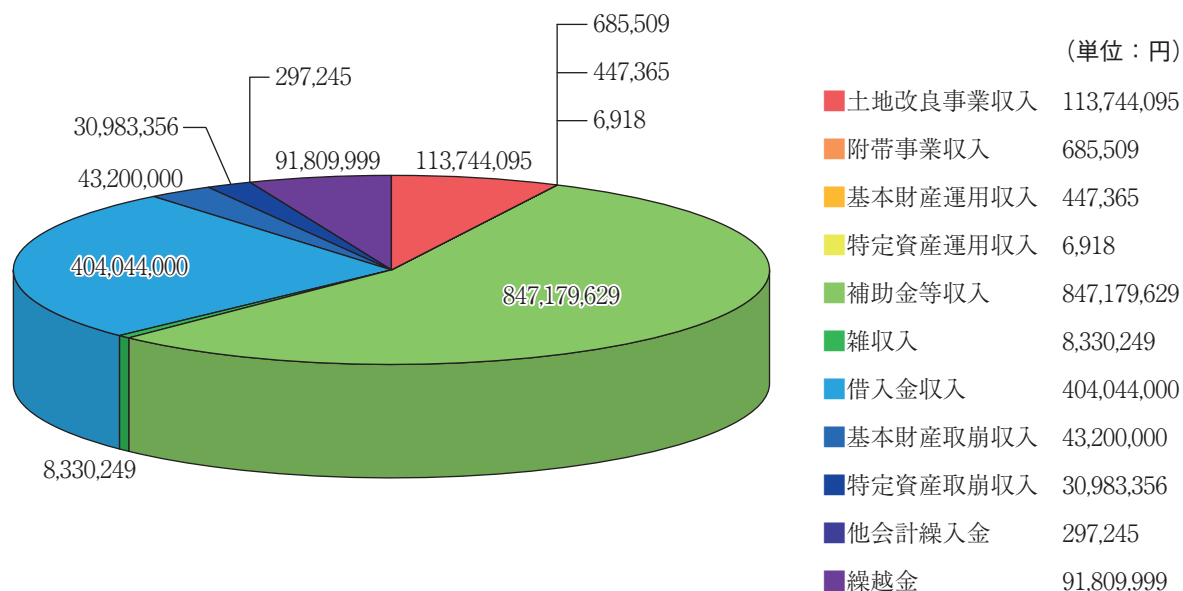


児島湾土地改良区の令和 4 年度の業務及び財産の状況等について、令和 5 年 2 月 9 日に中間監査、令和 5 年 7 月 18 日～20 日の 3 日間にわたり決算監査を実施した結果、適正であると認め、同年 10 月 11 日開催の第 1 回臨時総代会において同内容を総括監事が報告しました。

◇ 令和 4 年度一般会計決算について

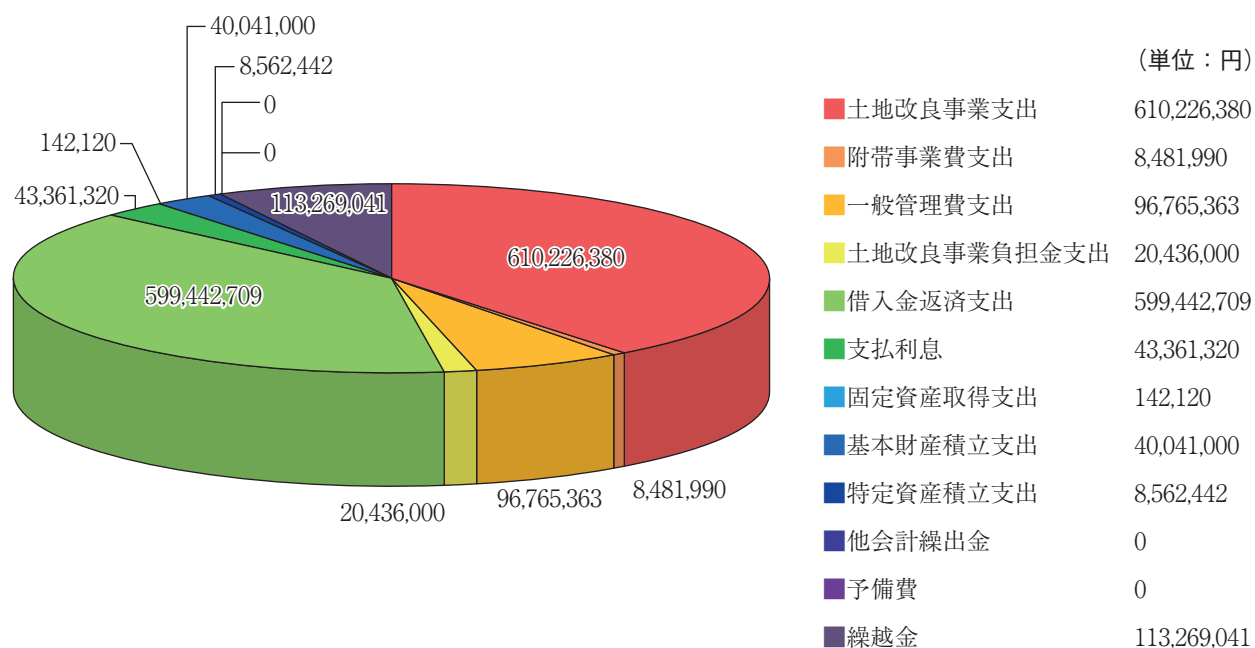
〔一般会計〕

収入合計 1,540,728,365円



〔一般会計〕

支出合計 1,540,728,365円



◇ 令和 4 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
作業受託収入	116,952,000
受 取 利 息	245
合 計	116,952,245

[支出] (単位：円)

科 目	金 額
点 検 整 備 費	1,146,200
施 設 管 理 費	29,024,678
施 設 費	1,884,282
調 査 費	257,125
諸 油 脂 費	136,396
整 備 補 修 費	19,189,720
電 力 費	61,386,916
管 理 諸 費	1,870,831
租 税 公 課	1,758,852
一 般 会 計 出 金 支 出	297,245
合 計	116,952,245

◇ 令和 4 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
作業受託収入	373,102,000
調 査 業 務 等 受 託 料 収 入	1,127,803
受 取 利 息	1,506
前年度繰越金	3,114,211
計	377,345,520

[支出] (単位：円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	そ の 他	計
点 検 整 備 費	949,782	4,633,420		1,472,085	7,055,287
施 設 管 理 費	104,993,706	22,114,260			127,107,966
施 設 費	6,332,734	17,839,445	1,867,930		26,040,109
調 査 費	184,613				184,613
諸 油 脂 費	100,354	285,789		537,471	923,614
整 備 補 修 費		105,467,164			105,467,164
電 力 費	7,295,776	80,385,041		947,270	88,628,087
租 税 公 課				10,632,160	10,632,160
職員退職手当 積立金積立支出	7,063,482				7,063,482
雑 費				170,913	170,913
退 職 金 支 払				※1 92,957	※1 92,957
次年度繰越金				4,072,125	4,072,125
計	126,920,447	230,725,119	1,867,930	17,832,024	377,345,520

※1 退職金支払については、退職金積立から支出

◇令和 4 年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。

(令和 5 年 3 月 31 日調製)

摘 要	金 額
(資 産 の 部)	(円)
流 動 資 産	494,364,632
現金及び預金	
一 般 会 計	272,055,249
未 収 金	
未 収 賦 課 金	51,143
その他未収金	
未 収 補 助 金	177,616,000
その他未収金	44,642,240
固 定 資 産	6,273,887,149
基 本 財 産	
備 荒 基 金	125,082,546
賦課金調整基金	324,606,718
賦課金軽減基金	200,000,000
特 定 資 産	
農地転用決済積立金	67,746,866
開発行為等同意協力積立金	15,755,188
役員退任職員退職積立金	140,999,213
藤田用水整備積立金	36,212,518
受託土地改良施設使用収益権	11
その他固定資産	
長期未収賦課金	3,567
長期その他未収金（公庫資金償還助成金）	5,303,118,486
土 地	59,265,000
建 物	2
車 両 運 搬 具	246,573
機 械 器 具 等	550,261
出 資 金	300,200
資 産 合 計	6,768,251,781
(負 債 の 部)	(円)
流 動 負 債	374,628,841
未 払 金	374,628,841
固 定 負 債	5,444,117,699
公庫資金等長期借入金	5,303,118,486
役員退任職員退職引当金	140,999,213
負 債 合 計	5,818,746,540
(正味財産の部)	949,505,241
正 味 財 産 合 計	949,505,241

◇令和 4 年度土地改良事業実績について

令和 4 年度土地改良事業は下記の各種土地改良事業を、合計 29 地区 事業費 561,450 千円で実施しました。

◎農地耕作条件改善事業

(1) 農業用排水施設 6 地区 322,450 千円

地区名	西七区 3 番、西七区 2 条 1、北七区 13 条、西七区 4 番、北七区 支線 48 号、北七区 支線 50 号
-----	--

◎小規模土地改良事業

(1) かんがい排水 3 地区 29,000 千円

地区名	西七区 6 号、西七区 支線 32 号、北七区 支線 61 号
-----	---------------------------------

◎非補助土地改良事業

(1) かんがい排水 19 地区 207,400 千円

地区名	曾根東樋門、錦中悪水樋門、錦六区縦 6 樋門、都中川北樋門、西七区 支線 23 号、西七区 支線 39 号、西七区 支線 63 号、西七区 支線 93 号、西七区 支線 131 号、北七区 支線 2 号、北七区 支線 6 号、北七区 支線 68 号、北七区 支線 75 号、北七区 支線 86 号、片崎沖 1 番川西詰樋門、迫川丘 3 番樋門、宗津東町 3 番川、宗津西町 6 番川、森崎丘 2 番川
-----	--

(2) 維持管理 1 地区 2,600 千円

地区名	藤田用水維持管理 R4
-----	-------------

◎農地耕作条件改善事業

西七区 4 番



◎非補助土地改良事業

宗津西町 6 番川



新事務所建設に伴う 安全祈願祭が行われました

児島湾土地改良区 新事務所建設工事の安全祈願祭が、9月1日に当土地改良区役員及び職員、施行関係者等の出席のもと建設予定地で厳かに執り行われ、合わせて鍬入れなどの神事を行い、工事の無事と安全を祈願しました。

○安全祈願祭の様子



児島湾土地改良区の ホームページが開設されます。



※イメージ図

児島湾土地改良区には、現在ホームページがありません。組合員の皆様に対してタイムリーな情報発信が出来ない部分があったため、この度ホームページを開設することとなりました。現在、令和6年1月から開設出来るように準備を進めております。

保有個人データに関する事項の公表等について

個人情報保護に関する規程第 15 条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。
個人情報とは適正な手段で取得し、例えば、以下のような情報源から取得します。

組合員資格得喪通知書や納付書送付依頼書など、当改良区にご提出いただく書類

1. 本土地改良区の名称

児島湾土地改良区

2. 利用目的について

(1) 本土地改良区が保有する個人情報は、改良区定款第 4 条に規定する事業を円滑に実施するために利用します

- ・ 農業用排水施設の新設、変更
- ・ 農業用道路の新設、変更
- ・ 農用地又は土地改良施設の災害復旧
- ・ 農用地の改良又は保全のため必要な事業
- ・ 県有土地改良財産であって、財産譲与を受けた施設の維持管理
- ・ 淡水湖の水の使用調整

3. 個人情報の保護に関する方針

- (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います
- (2) 苦情処理に適切に取り組めます
- (3) 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示し、本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるように努めます
- (4) 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表するなど、委託処理の透明化を進めます
- (5) 本人からの請求により保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又は取得方法を可能な限り具体的に明記します
- (6) 保有個人データについて本人から請求があった場合には、利用停止に応じます

4. 共同利用に関する事項について

下記に示す利用目的に限り、改良区が保有する個人データを必要に応じ共同利用します。

(1) 共同で利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

(2) 共同で利用する者の範囲

岡山県、岡山県土地改良事業団体連合会、関係市町村、農業委員会

(3) 利用者の利用目的

国営事業、県営事業、児島湾締切堤防並びに関連揚水機場、パイプライン関連施設の維持管理などの地域振興を図るため

5. 保有個人データの開示等を求める場合の手続き、手数料について

(1) 保有個人データの開示等を求めるときの手続き

下記に示す開示等を求める場合には、開示請求書類の提出をお願い致します。

開示等の請求：保有個人データの利用目的の通知、利用の停止又は消去、データの開示、内容訂正・追加・削除、第三者への提供の求め

- (2) 保有個人データの利用目的の通知、保有個人データ開示の求めについては、必要に応じて手数料をご負担いただく場合があります。手数料や苦情等個人情報の取り扱いにつきましては下記窓口へお問い合わせください。

児島湾土地改良区 総務課 262-0175 又は 262-3919

6. 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

児島湾土地改良区個人情報管理（責任）者 総務課長

児島湾締切堤防について

(管理及び通行に関する協定書締結まで③)

前号では、児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結までの経過について掲載しました。今号も、下記表 1「児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結」について続きを掲載します。

表 1 児島湾締切堤防無料通行までの主な出来事

西 暦	年 代	主 な 出 来 事
1959年	昭和34年	児島湖交通産業株式会社創立
〃	〃	第 1 次無料開放運動（岡山市民運動）が起こる
1961年	昭和36年	児島湾締切堤防他目的使用協議会発足
〃	〃	締切堤防を有料道路として料金徴収開始
1962年	昭和37年	締切堤防竣工
1963年	昭和38年	第 7 区工事竣工
1964年	昭和39年	第 2 次無料開放運動(小串・甲浦地区一部住民による)起こる
〃	〃	締切堤防維持管理の監督行政について岡山行政監察局が勧告
〃	〃	農家総決起集会を開催し、無料開放デモを阻止
1965年	昭和40年	児島湖堤防利用株式会社設立
〃	〃	新会社による新交通料金での事業開始
1973年	昭和48年	児島湾締切堤防無料開放対策委員会発足
〃	〃	県議会で無料開放についての意見書採択決議提出
1974年	昭和49年	児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結
〃	〃	児島湾締切堤防の通行料廃止に伴い、無料通行開始

～「昭和49年10月1日締切堤防通行無料化」に向けての動き～

昭和49年9月3日、国・岡山県・岡山市・児島湾土地改良区・児島湖堤防利用株式会社事務職員による5者会談が開かれました。これを始まりとして、10月1日に無料開放することを前提とした作業スケジュールが組まれました。この間の主な動きは次のとおりです。

- ① 9月12日、児島湾土地改良区正副理事長が中国四国農政局長の要請により農政局で会談。
- ② 9月13日、知事室において関係各県議会議員の斡旋によって、県知事と児島湾土地改良区理事長との2度目のトップ会談が行われ、児島湾土地改良区からの無料開放に伴う要求事項及び、児島湖堤防利用株式会社解体諸費ならびに改良区特別会計解散費について最終的な詰めの話が行われたが、合意に達するまでには至らなかった。
- ③ 9月14日、岡山ロイヤルホテルにて児島湖堤防利用株式会社社長（岡山県農林部長）の要請により、同副社長（岡山市助役）、同副社長（児島湾土地改良区副理事長）3者による児島湖堤防利用株式会社の無料通行について会談が行われた。
- ④ 9月定例県議会で社会党他3党の各議員により、児島湾締切堤防無料化問題が切迫した中で10月1日をもって無料化が実現されるのかと県知事の所信が質された。これに対し知事は、関係者と協議のうえ実現するよう努力するとの答弁をした。
- ⑤ 9月21日、3度目の県知事と改良区理事長とのトップ会談が行われた。前回同様、児島湖堤防利用株式会社解体諸費ならびに児島湾締切堤防の無料化に伴う関連揚水機作業員15名などの要求事項について具体的な詰めの話が行われ、大まかな合意に達した。
- ⑥ 3度目のトップ会談案を、翌9月22日の児島湾締切堤防無料開放対策委員会に提案し議決され、9月23日、改良区理事会においても同様に知事案が議決された。
- ⑦ 9月25日、児島湖堤防利用株式会社の取締役会で、同会社解体について話し合い了承され、株主総会でも承認された。
- ⑧ 9月29日、昭和49年度児島湾土地改良区第2回臨時総代会が開かれ、児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書並びに県営児島湾締切堤防等維持管理事業変更及び解体経費等が提案され、

1. 公益優先
2. 福祉尊重・地域社会の発展
3. 農民負担を現状より増やさない

という三原則を基本として無料化に応じる協力要請の提案説明を理事長が行い原案どおり議決された。

このような流れにより、児島湾土地改良区が農林省から託されていた締切堤防管理が岡山県に移行し、他目的に使用していた有料交通路が同時に無料通行になることに決まりました。十数年来の懸案問題が、ここで解決を見るに至ったのでした。

～協定書の締結～

昭和 49 年 9 月 29 日、第 2 回臨時総代会終了後、午後 4 時 30 分より岡山国際ホテルにおいて、児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書調印式が、岡山県知事・中国四国農政局長・岡山市長・倉敷市長代理・玉野市長代理・灘崎町長・藤田村長・児島湾土地改良区理事長・児島湖堤防利用株式会社代表取締役・児島湾土地改良区総代会議長および関係県会議員その他関係者約 50 名余出席のもとに開かれました。

中国四国農政局長に始まり、岡山県知事、岡山市長、児島湾土地改良区理事長が各挨拶の後、関係者において調印が行われ、約 40 分余でつつがなく調印式を終了しました。

浅越理事長の挨拶は、次のとおりです（抜粋、要約しています）。

「児島湾締切堤防の築堤に対し、農民のみが建設費を負担し、地元の負担なくできましたことは、我が国はもちろん世界的にも類がないと聞き及んでおります。この特異な建設負担金のために、他目的事業収益を期待しこれを財源にして、農民負担の軽減を目的とするべく会社を設立し通行料を徴収してきました。しかしその間、地域社会発展のため無料通行にすべきだという部分が論議の焦点となってきました。

農民負担軽減の原資として毎年の利益を期待してきましたが、福祉優先・人間尊重の時代を迎え県民の要望に応えるため、『無料化に対する農民負担が増さないこと』というこの一本の線によって基本をたて合意に向かって努力をしてまいりました。この点に対して熱意あるご支持を賜り、多数の皆様によるご協力、ご理解のもと団結合意に達しました。寄せられた沢山のご支援に対しまして、農民を代表し謹んで深く敬意を表し、真摯なる感謝を申し上げます。」



図 1 協定書に署名する浅越理事長



図 2 調印式で挨拶する浅越理事長

次回は、児島湾締切堤防無料通行開始について掲載する予定です。

参考文献：児島湖発達史 児島湾土地改良区保管写真

※ゴミの投棄をなくしましょう。 ＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、各地区の排水機場に大量に集まっています。さらに、タイヤ



児島湖から流れついたゴミ状況

や家電製品等の粗大ゴミも水路等に不法に投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、我々一人一人がゴミ投棄撲滅の意識更に高めていくことが、最善の策と思われます。きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきましょう。

児島湾土地改良区からのお願いです。

◇地区及び組合員の状況（令和 4 年度末）

令和 5 年 3 月 31 日 調製

	属 地 に よ る 区 分	R 4 年度末地積	R 4 年度末組合員数
第 1 区	岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝）	2,647,101㎡	338人
第 2 区	玉野市（東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	3,421,455	366
第 3 区	岡山市南区（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎）	3,916,419	491
第 4 区	岡山市南区（西七区、北七区）	7,102,148	317
第 5 区	倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）、岡山市南区（植松）	1,213,265	310
第 6 区	岡山市南区（東畦、内尾）	4,275,612	502
第 7 区	岡山市南区（中畦）	3,629,756	254
第 8 区	岡山市南区（曾根、西畦）	3,899,310	309
第 9 区	岡山市南区藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都）	4,718,733	300
第10区	岡山市南区藤田（旧藤田村錦）	2,239,571	197
第11区	岡山市南区藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）	6,522,379	411
計		43,585,749㎡	3,795人

◇令和 4 年度農地転用状況

岡山市南区	87件	48,913.86㎡
倉 敷 市	0件	0㎡
玉 野 市	1件	438㎡
	88件	49,351.86㎡

◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第 43 条）

- ・相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

※ご注意ください 滞納賦課金は新しい組合員が負担

◆農地の異動・売買・相続について

農地の異動・売買・相続を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買・相続を行うようご注意ください。（土地改良法第 42 条第 1 項）

滞納賦課金

異動・売買・相続

新しい組合員が滞納賦課金
支払い義務が発生

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行していません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年 7 月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 0 8 6 - 2 6 2 - 0 1 7 5 へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第 4 2 条第 2 項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和 5 年度の決済金等は下記のとおりです。

令和 5 年度

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料
全 域	1 m ² 当たり 5.14 円	1 m ² あたり 10 円	1 筆あたり 1,500 円

区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
藤 田 都 六 区	1 m ² あたり パイプライン 15.38 円	藤 田 都・大 曲	1 m ² あたり パイプライン 25.06 円	藤 田 錦 六 区	1 m ² あたり パイプライン 28.77 円	藤 田 錦	1 m ² あたり パイプライン 33.79 円

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地区を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び 200 m² 未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

（TEL086-262-0175）